

福津市学童保育所条例(平成17年福津市条例第80号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行うため、学童保育所の設置、管理及び利用について必要な事項を定めることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、必要な保育及び指導を行い、もって児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(名称等)

第2条 学童保育所の名称、位置及び定員は次のとおりとする。

名称	位置	定員
福間小学校学童保育所(第1)	福津市西福間2丁目4番2号	50人
福間小学校学童保育所(第2)	福津市西福間2丁目4番2号	40人
福間小学校学童保育所(第3・第4)	福津市西福間2丁目9番24号	90人
福間小学校学童保育所(第5)	福津市西福間2丁目4番2号	55人
福間南小学校学童保育所(第1)	福津市日蒔野4丁目11番地の2	55人
福間南小学校学童保育所(第2・第3)	福津市日蒔野4丁目11番地の2	110人
福間南小学校学童保育所(第4・第5)	福津市日蒔野4丁目11番地の2	110人
神興小学校学童保育所	福津市東福間6丁目4番2号	60人
神興東小学校学童保育所(第1)	福津市津丸950番地	50人
神興東小学校学童保育所(第2)	福津市津丸950番地	40人
上西郷小学校学童保育所	福津市内殿591番地の4	20人
津屋崎小学校学童保育所(第1)	福津市津屋崎8丁目4番8号	70人
津屋崎小学校学童保育所(第2)	福津市津屋崎8丁目4番8号	50人
津屋崎小学校学童保育所(第3・第4)	福津市津屋崎8丁目4番8号	100人
勝浦小学校学童保育所	福津市勝浦2274番地の1	35人

(用語の定義)

第3条 この条例において「保護者が労働等により昼間家庭にいない」とは、次の事由により、児童が放課後又は学校休業日に保護者の保護育成を受けられないことをいう。

- (1) 保護者が就労、就学又は技能訓練をしていること。
- (2) 保護者が疾病の状態にあること。
- (3) 保護者が看護又は付添いをしていること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があること。

(対象児童)

第4条 学童保育所を利用することができる者は、市内に居住する小学校に就学している児童で、前条に該当する児童とする。

(休業日)

第5条 学童保育所の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこれを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日
- (3) 8月13日から8月15日まで及び12月29日から翌年1月3日までの日

(保育及び指導時間)

第6条 学童保育所の保育及び指導時間は、放課後から午後6時までとする。ただし、学校休業日においては、午前8時から午後6時までとする。

- 2 延長保育を行う場合は、前項の規定にかかわらず、午後7時までとする。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の時間を変更することができる。

(入所の承認)

第7条 児童を学童保育所に入所させようとする保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。
- 3 市長は、規則で定める基準により入所の承認を行うものとする。

(入所の不承認)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の入所の承認をしないことができる。

- (1) 児童が疾病その他の事由により集団生活に適さないとき。
- (2) 学童保育所の定員等、管理運営上支障があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が入所を不相当と認めるとき。

(入所承認の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所の承認を取消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 利用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例又は市長の指示に違反したとき。
- (3) 正当な理由がなく長期間にわたって利用がないとき。
- (4) 災害その他の理由により施設等の利用ができなくなったとき。
- (5) 入所している児童が、感染症疾患等にかかり、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(保育料)

第10条 学童保育所に入所した児童の保護者は、保育料として児童1人につき月額7,000円を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯から2人以上の児童が学童保育所に入所している場合において、2人目以降の児童に係る保育料の額は、当該児童1人につき月額3,500円とする。

3 第6条第2項の規定により、延長保育を受ける場合は、前2項に定める額に児童1人につき月額1,500円又は延長保育を利用した日数に日額500円を乗じた額を加算する。

(保育料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する保育料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に学童保育所の管理を行わせることができる。

(業務の範囲)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学童保育所の運営に関する業務
- (2) 学童保育所の利用に関する業務
- (3) 学童保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学童保育所の管理に関し、市長が指定する業務

(保育料の設定等)

第14条 指定管理者が管理する学童保育所の保育料については、第10条に規定する保育料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

2 前項の保育料は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定の手続等)

第15条 指定管理者の指定の手続等については、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年福津市条例第158号)の規定を適用する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月2日条例第1号)

この条例は、平成21年3月2日から施行する。

附 則(平成24年4月1日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月25日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年10月1日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月12日条例第35号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月13日条例第15号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月10日条例第34号)

この条例は、令和2年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月7日条例第23号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月22日条例第8号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月19日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福津市学童保育所条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日以後の保育料等について適用し、同日前の保育料等については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの保育料は、第10条第1項中「7,000円」とあるのは「6,000円」と、同条第2項中「3,500円」とあるのは「3,000円」とする。